

官報号外 平成五年十一月二十六日

○第一百二十八回 参議院会議録第七号

平成五年十一月二十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成五年十一月二十六日

午前十時開議
第一 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、元議員野坂参三君逝去につき哀悼の件

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区固定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第二号)、政党助成法案、公職選挙法の一部を改正する法律案(參第三号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(參第四号)及び法人税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。
あわてに院議をもつて永年在職議員として表彰されました元議員野坂参三君は、去る十四日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。
つきましては、この際、院議をもつて同君に對し弔詞をささげることいたしたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功労を表彰せられました元議員野坂参三君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しやうやしく弔詞をささげます

その内容の概略を御説明申し上げます。
初めに、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
この法律案は、政策本位及び政党本位の選舉の実現を図るため、衆議院議員の選舉について、小選挙区比例代表並立制を採用し、總定数を五百人とするとともに、候補者を届け出ることができる規定を整備し、あわせて、腐敗防止のために連座制の強化その他要所の改正を行おうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

次に、この法律案の内容の概略につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、衆議院議員の選挙制度に関する事項であります。

その一は、選挙制度の基本的仕組みとして小選挙区比例代表並立制を採用することといたしておられます。

その二は、衆議院議員の定数についてであります。総定数は五百人とすることとし、原案では、

そのうち、二百五十人を小選挙区選出議員、二百五十人を比例代表選出議員とすることとしたのですが、衆議院において、二百七十四人

を小選挙区選出議員、二百二十六人を比例代表選出議員とする旨の修正が行われたところであります。

その三は、選挙区等についてであります。小選挙区選出議員は、定数一人の各選挙区において選舉することとし、その選挙区は別に法律で定める

ことといたしております。比例代表選出議員は全国を通じて選挙することといたしております。投票は記号式投票の方法により行うことといたしております。

その四是、投票についてであります。投票は記号式投票の方法により行うことといたしております。

その五は、立候補についてであります。小選挙区選出議員の選舉における候補者の届け出について、一定の選挙運動を認めることといたして

直近における衆議院議員の総選挙もしくは参議院議員の通常選挙の得票率が百分の三以上であることをのいずれかに該当する政党その他の政治団体が行なうことができるほか、本人届け出または推薦届け出もできることといたしておられます。

比例代表選出議員の選舉における候補者名簿の届け出については、小選挙区選出議員の選舉において候補者の届け出ができる政党その他の政治団体及び名簿登載者を三十人以上有する政党その他の政治団体が行なうことができることといたしておられます。

なお、小選挙区選出議員の選舉において候補者の届け出ができる政党その他の政治団体は、その届け出に係る候補者を名簿登載者とすることがであります。また、比例代表選出議員の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とすることといたしておられます。

その六は、当選人についてであります。小選挙区選出議員の選挙について、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とすることといたしておられます。ただし、有効投票の総数の六分の一以上

の得票がなければならないとするものであります。また、比例代表選出議員の選挙については、有効投票の総数の百分の三以上の得票があった名簿届け出政党等に限り、「ドント式」によりその当選人の数を定め、重複立候補者で小選挙区選出議員の選挙の当選人とされたものを除き、名簿の順位に従い当選人とすることといたしておられます。

その七は、選挙運動についてであります。小選挙区選出議員の選挙においては、候補者個人のはかに、候補者届け出政党についても、原則として候補者を届け出た都道府県ごとに当該都道府県における届け出候補者の数に応じて、一定の選挙運動を認めることといたしておられます。

また、比例代表選出議員の選挙においては、名簿届け出政党等に、原則として名簿登載者の数に応じて、一定の選挙運動を認めることといたしておられます。